

令和5年12月20日
木曽広域消防本部

震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の 安全対策及び手続に係るガイドライン

第1 趣旨

指定数量以上の危険物の貯蔵・取扱いは、市町村長等の許可を受けて設置された製造所、貯蔵所又は取扱所以外の場所で行ってはならないことが消防法第10条第1項に定められているが、同条第1項ただし書きにおいて、所属消防長等の承認を受けて指定数量以上の危険物を、10日以内の期間に仮に貯蔵し、又は取り扱うことができるとされている。

震災時等において、安全を確保した上で迅速に危険物の仮貯蔵・仮取扱いの承認をするに当たっては、管轄地域において震災時等に危険物の仮貯蔵・仮取扱いの申請が想定される者（電気関係業者、建設業者、製造業者、石油関係業者、官公庁等）に対して、震災時等の被害状況及び想定される臨時的な危険物の貯蔵・取扱い形態について検討させるとともに、当該臨時的な危険物の貯蔵・取扱い形態に応じた講ずべき安全対策を併せて検討させ、具体的に計画しておくよう求めることが必要である。

本ガイドラインは総務省消防庁が策定した「震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の安全対策及び手続に係るガイドライン（平成25年10月3日付け消防災第364号、消防危第171号）」に基づき、当消防本部管内における震災時等において製造所、貯蔵所又は取扱所が被災すること等により、平常時と同様の危険物の貯蔵・取り扱いが困難な場合において、危険物の仮貯蔵・仮取扱いの運用が円滑かつ適切に行われることを目的に定めるものである。

第2 震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱いの安全対策

震災時等に危険物施設以外の場所（少量危険物の貯蔵・取扱いを含む）での仮貯蔵・仮取扱いが想定される場合の安全対策に係る事項は、次のとおりとする。

1 共通対策

(1) 危険物の取扱場所（可燃性蒸気対策）

ア 可能な限り屋外で行うこと。

イ やむを得ず屋内で行う場合は、可燃性蒸気が滞留しないよう換気に注意すること。

(2) 保有空地の確保

ア 危険物の規制に関する政令第16条第1項第4号の規定の例によること。ただし、危険物の貯蔵・取扱い形態から想定される流出危険性及び火災危険性が小さい場合は、当該危険性を踏まえた空地の幅とすることができること。

イ 保有空地の周囲には、柵、ロープ等を立てて空地を確保すること。

(3) 標識の設置

見やすい箇所に標識・掲示板を立て関係者に注意喚起を行うこと。

(4) 流出防止対策

ア 流出した危険物が拡散しない形状の場所を選定すること。

イ 危険物が流出する危険性がある場合は、吸着マットの用意や簡易の防油堤を設置する等、必要な流出防止対策を講ずること。

(5) 火気使用の制限

保有空地を含め、危険物の貯蔵・取扱い場所での火気使用を禁止すること。

(6) 静電気対策

ア ガソリン等の第4類第1石油類を取り扱う場合は、危険物容器（ドラム本体、詰め替え容器）だけではなく、給油に使用するドラムポンプ等のアースも確保し、確実に静電気を逃がすこと。

イ 静電気による帯電を防止するために、危険物の貯蔵・取扱い場所には可能な限り金属類を置かず、どうしても必要な場合には当該金属類も確実にアース又はボンディング（導体同士を電線で接続すること。）を確保すること。

ウ 絶縁性素材の用具は極力使用しないこと（遮光や防風にもビニール等帯電しやすい素材を用いることを避けること）。

エ 危険物を取り扱う作業者は静電安全靴の着用等静電気対策を行うとともに、作業服を着脱した後には必ずアースされている金属等に触れて危険物の取扱い時における人体の帯電量を小さくしておくこと。

オ 作業場所にビニールシート等を敷く場合には、導電性の確保に留意すること。

カ 給油・移替え等の場合、その流速を可能な限り小さく抑える（充填の初期最大流速は1 m/s）とともに、高所から危険物を放出してタンク壁面等に危険物が勢いよくぶつかる状況を避け、また充填後しばらく静置すること。

キ 第4類第1石油類以外の危険物を貯蔵し、又は、取り扱う場合であっても、可能な限り静電気対策を行うこと。

- (7) 消火設備の設置
取り扱う危険物に応じた消火設備（消火器等）を用意すること。
- (8) 取扱い場所の管理
危険物を取り扱う場所は明確に区分しておくとともに作業に関係がない者の立入を厳に禁ずること。
- (9) 危険物取扱者の立会い等
 - ア 危険物の取扱いに際しては、可能な限り危険物取扱者免状保有者自身が取り扱うか立ち会うこと。
 - イ 危険物の貯蔵・取扱いの全体管理業務は危険物取扱に関する有資格者等専門知識を有する者が行うこと。
- (10) 二次災害の発生防止
余震発生、避難勧告発令時等における対応についてあらかじめ定めておくこと。
- (11) 安全対策を講ずる上で必要な資機材等の準備
(1) から (10) で示した安全対策を講ずる上で必要となる資機材等を、当該場所以外の場所から調達する必要がある場合は、調達先・調達手順等についてあらかじめ定めておくこと。

2 危険物の取扱い形態に着目した特有の対策

- (1) ドラム缶等による燃料の貯蔵及び取扱い
 - ア 屋内においてドラム缶等による燃料の貯蔵を行う場合は、当該場所の通風・換気を確保すること。
 - イ ガソリン等の第4類第1石油類を、夏場の気温の上昇や直射日光等によりドラム缶等の温度上昇のおそれがある場所で貯蔵し、又は取扱うことは、当該危険物の温度上昇及び圧力上昇により火災、流出事故の危険性が高まるため、厳に慎むこと。
 - ウ ドラム缶等からの給油、小分けについては、可燃性蒸気の滞留防止の観点から、可能なかぎり屋外で行うこと。また、屋内で行う場合であっても壁2面以上が開放された場所で行うなど、通風・換気の確保された場所で行うこと。特にガソリン等の第4類第1石油類の給油・小分けに際しては、ドラム缶等の蓋を開ける前に周囲の安全や火気使用制限の確認を徹底すること。
 - エ 燃料の小分け等の危険物の取扱いを行う場所は、ドラム缶等が集積されている貯蔵場所から離れた別の場所に確保するとともに、取扱い場所の危険物量は可能な限り少なくすること。
 - オ ドラム缶等から自動車にガソリンを給油する場合、ガソリンが満タ

ンになった場合に自動的に停止する機能がなく、さらに給油中にガソリンの液面の位置を把握することが困難であることから、過剰給油によりガソリンが給油口から溢れ出してしまう危険性があることに留意し、細心の注意を払って給油するとともに、静電気対策を含めた出火防止対策を十分に行うこと。

(2) 危険物を収納する設備等からの危険物の抜き取り

ア 変圧器等の危険物を収納する設備について、点検、修理するために危険物を抜き取る場合は、大量の危険物が流出する危険性があることから、仮設防油堤の設置、漏えい防止シートの敷設等の流出防止対策を講じるとともに、配管の結合部からの流出防止対策として必要に応じてオイルパンを設置すること。

イ 危険物の流出量を小さくするために、1カ所の取扱い場所で複数の設備からの抜き出しを同時に行うことを避けること。

(3) 移動タンク貯蔵所等からの給油、注油等

ア 移動タンク貯蔵所から直接給油又は容器への詰め替え（危険物の規制に関する政令第27条第6項第4号イ及びロで認められている取扱いを除く。）を行う場合には、原則としてガソリン以外の危険物とするとともに、特に周囲の安全確保及び流出対策として次の事項に留意すること。

(ア) 危険物を取り扱う場所を明確に定め、空地の確保や標識の設置等を行うとともに、給油や詰め替えに関係ない者の立ち入りを厳に禁ずること。

(イ) 吸着マット等危険物の流出時の応急資機材を準備しておくこと。

(ウ) 移動タンク貯蔵所から移動タンク貯蔵所への注入を行う場合は、注入口と注入ホースを緊結すること。ただし、注入される側のタンク容量が1,000リットル未満で、引火点が40度以上の危険物に限り、注入ホースの先端部に手動開閉装置を備えた注入ノズル（手動開閉装置を開放の状態で固定する装置を備えたものを除く）により注入を行うことができる。

(エ) ホース等に残った危険物の処理は適切に行うこと。

(オ) 移動タンク貯蔵所から直接給油する形態では吹きこぼしが発生するおそれがあるので、吹きこぼし防止に細心の注意を払って給油すること。

イ 震災等により、広範囲に渡って給油取扱所の再開の見込みが立たず、応急対応や被災地での生活を営む上で、移動タンク貯蔵所から直接ガソリンを給油する必要に迫られている場合においても、ガソリンは引

火点が－40度以下と非常に低く、静電気等の火花でも容易に着火する危険性があることや、可燃性蒸気が空気より重く広範囲に拡大して滞留するおそれがある（200リットルの流出事故で最大30mの範囲まで可燃性蒸気密度が高くなる可能性がある）こと等、二次災害の発生防止が極めて重要であることから、次に掲げる危険性について十分な安全対策を実施し、それぞれに適切な対応が必要であること。

- (ア) 給油時の漏れ・あふれ等による流失事故の発生危険性（給油取扱所の給油設備には、自動車タンク満量時の自動停止機能や安全に給油できる最大吐出量の設定等により、給油時の漏れ・あふれ等を防止している。）
- (イ) 流出事故が発生した場合の火災発生危険性（給油取扱所では、万が一ガソリンが流出した場合においても、流出したガソリンや可燃性蒸気が滞留せず、かつ、漏れたガソリンを敷地外に流出させないための傾斜や排水溝、貯留設備があり、給油空地外に被害が拡大することを防止している。）
- (ウ) 火災が発生した場合の人的被害発生危険性（給油取扱所では給油に関係ない者の立ち入りが管理されている。さらに、震災時には、給油場所での給油希望者の行列などによる多数の利用者の集中が考えられる。）
- (エ) 火災が発生した場合の周囲への延焼拡大危険性（給油取扱所では防火塀等の措置が講じられている。さらに、震災時には周辺建物の損壊等による延焼拡大危険性の増大が考えられる。）

3 ガソリン等の運搬、貯蔵及び取扱い上の留意事項

震災時等における被災地でのガソリン等の運搬、貯蔵及び取扱い上の留意事項については【別紙1】を参考にすること。

第3 事務手続き

第2に基づく安全対策を講ずる場合の事務手続きは、震災時の仮貯蔵・仮取扱いの手続きフロー【別紙2】を参考に次のとおり行うこと。

1 事前の手続き

(1) 事前協議

危険物の仮貯蔵等の形態に応じた安全対策や必要な資機材等の準備方法等の具体的な実施計画及び事務手続きについて、事前に消防署と協議したうえで「震災時における危険物の仮貯蔵・仮取扱い実施計画書」（以下「実施計画書」という。）を作成し、提出すること。

(2) 実施計画の作成

ア 実施計画書の作成に係る留意事項

実施計画書は、第2に掲げる安全対策及び【別紙3-1】を表紙とし、【別紙3-4】に示す実施計画書作成例を参考に作成のうえ、提出すること。

イ 実施計画書には、仮貯蔵・仮取扱い実施予定場所の案内図、配置図、敷地見取図を添付すること。

(3) 実施計画書の提出

実施計画書は、正・副2部提出すること。届出者は、消防署にて受付後の副本を適切に保管すること。

2 震災時における危険物の仮貯蔵・仮取扱いの承認申請の手続き

震災時における危険物の貯蔵・取扱いは、平常時と異なる環境下で行なわれることによる貯蔵取り扱い中の事故のほか、余震等の更なる災害発生等、潜在的な危険を多く含んでいる。このことから二次災害の発生や被害拡大を防ぐために、危険要素を可能な限り排除し、平常時以上に貯蔵管理や取扱い方法に安全が要求されることを十分に認識し、以下により手続きをすること。

(1) 震災時における危険物の仮貯蔵・仮取扱いの承認申請の手続き

地震、台風、水火災等により甚大な被害が発生し、「災害救助法」（昭和22年法律第118号）が適用された場合、又はそれと同等の被害が発生したものと認められる場合において、災害復旧又は災害防御活動のため、通常の承認を行ういとまがないものとして、消防長が認めた場合に適用される。

(2) 電話等による仮貯蔵・仮取扱いの承認申請等

ア 電話等による仮貯蔵・仮取扱いの承認申請

第3により、事前に実施計画書が消防署に提出されている事業者等からの仮貯蔵・仮取扱いの承認申請については、電話又はファックス等（以下「電話等」という。）により行うことができる。

イ 電話等による仮貯蔵・仮取扱いの承認

仮貯蔵・仮取扱いの承認申請の内容と実施計画書の内容とを照合し、相違がないことを確認した場合は、速やかに口頭による承認がなされる。

ウ 現地調査の実施

消防署長は口頭による承認後、できる限り速やかに現地調査により安全確認を行い、必要に応じて的確な安全対策を指導する。

エ 危険物の仮貯蔵・仮取扱い承認申請書の提出等

口頭による承認を受けた仮貯蔵・仮取扱い申請者は、来庁等の対応が可能となった場合、速やかに「危険物仮貯蔵仮取扱承認申請書」（危険物の規制に関する規則別記様式第1の2。以下「申請書」という。）を管轄消防署に2部提出すること。

オ 申請の受付等

消防長は、エの申請書の提出があったときは、速やかに審査を実施し、承認書に当該申請書の副本を添えて申請者に交付すること。

(3) 実施計画書と異なる場合の対応

電話等による申請の内容が実施計画書と異なる場合、口頭の承認はできない場合がある。実施計画書の内容をよく確認した上で、申請すること。

(4) 承認を受けていない危険物の貯蔵・取扱いを消防署が覚知した場合

承認を受けず危険物の貯蔵・取扱いを実施することは、危険物事故による二次災害発生の危険性が高いことから絶対に行わないこと。万一消防署が覚知した場合、貯蔵・取扱いの中止を命令することがある。

(5) 実施計画書が提出されていない場合

実施計画書が提出されていない事業所等は、原則として通常の手続きを要する。

3 仮貯蔵・仮取扱いの繰り返し承認

仮貯蔵・仮取扱いが繰り返し行われることは原則認められませんが、震災時等における災害復旧のため特に必要と認められる場合は再承認することができるものとする。この場合は次の事項に留意すること。

(1) 再承認が必要と認められる場合においても、1回の承認の期間は10日間とし期間の延長は認められないこと。

(2) 10日を超える仮貯蔵・仮取扱いが認められる場合においては、既に承認を受けている期間の満了日前に、再度仮貯蔵・仮取扱いの承認申請を行うこと。

(3) 承認期間内であっても、仮貯蔵・仮取扱いを行う必要がなくなった場合は速やかに危険物を除去すること。

第4 危険物施設における臨時的な危険物の貯蔵・取扱い等

1 想定される臨時的な危険物の貯蔵・取扱い等

震災時に想定される臨時的な危険物の貯蔵・取扱いについて、あらかじめ具体的に計画、整備し、許可内容との整合を図った場合、その範囲において危険物の仮貯蔵・仮取扱いの承認は必要ないものとする。この場合において、

次の事項に留意し、対応すること。

(1) 許可内容への内包

事前に変更許可申請または軽微な変更の届出により、臨時的な危険物の代替機器等に関する位置、構造及び設備に関し、許可内容に内包すること。

(2) 予防規程への記載等

予防規程を定めなければならない危険物施設については、震災時発生時における緊急対応、施設の応急点検、臨時的な危険物の貯蔵・取扱いの手順等について予防規程及びこれに基づくマニュアル等に規定すること。

また、定期的に従業員に対する教育、訓練を実施すること。

(3) 緊急時対応用資機材の用意

必要に応じて緊急用可搬ポンプ、非常用発電機等の緊急時対応用の資機材を予め用意すること。

(4) 発災後の対応

発災後、事業者が予め取り決めていた危険物の貯蔵・取扱いを行う場合、二次災害を防止する観点から、以下の項目に従って対応すること。

ア 緊急対応

発災直後は、予防規程等に基づき施設の緊急停止や従業員の安全確保に努めること。

イ 施設の応急点検

施設の応急点検を行って被害状況を確認し、想定していた臨時的な危険物の貯蔵・取扱いが行える状況であるか否かを判定すること。

ウ 異常時の対応

臨時的な危険物の貯蔵・取扱いの際、流出や火災等が発生した場合は、速やかに危険物の貯蔵・取扱いを中止して必要な対応を行うとともに、消防機関に通報すること。

エ 臨時的な危険物の貯蔵・取扱いの停止

臨時的な危険物の貯蔵・取扱いの必要がなくなった場合は、速やかに危険物の当該貯蔵・取扱いを停止し、必要に応じて平常時の危険物の貯蔵・取扱いに移行すること。

【想定される危険物施設での臨時的な危険物の貯蔵・取扱いの例】

- 1 設備等が故障した場合の代替機器の使用
- 2 停電時における非常用電源及び手動機器の活用等
 - ① 給油取扱所での非常用発電機の使用
 - ② 給油取扱所での緊急用可搬式給油ポンプの使用

2 許可範囲外の臨時的な危険物の貯蔵・取扱いについて

あらかじめ許可内容に内包されない以下の事項等については、危険物の仮貯蔵・仮取扱いの承認または変更許可等の手続きを要するものとする。

- (1) 許可を受けた危険物と異なる危険物を貯蔵・取扱いする場合
- (2) 既設の設備等において、使用目的や使用方法が全く異なる利用をする場合

【危険物施設で危険物の仮貯蔵・仮取扱いの申請が必要な例】

- 1 地下貯蔵タンクからの危険物の抜取り及びドラム缶等による貯蔵等
- 2 屋外貯蔵タンクからの危険物の抜取り、屋外貯蔵タンク間の危険物の移送等

第5 その他

1 指定数量未満の危険物の臨時的な貯蔵・取扱い

指定数量未満の危険物を臨時的に貯蔵し、又は取扱う場合においては、危険物の仮貯蔵・仮取扱いの承認手続きは必要ないが、震災時等の火災危険性が高まっている状況下において、火災等の事故が発生し、二次災害が発生することを予防するため、本ガイドラインを参考に、適切に安全対策を講じること。

2 危険物の仮貯蔵・仮取扱いに係る手数料の免除措置

震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱いに係る申請手数料（以下「手数料」という。）は、申請目的や災害状況等を踏まえ、木曽広域連合消防手数料条例（平成12年木曽広域連合条例第8号）第4条の規定により、手数料の免除措置を適用することが考えられるため、消防課に確認すること。